# 第６章　その他（信託法改正に伴う改正）

## 1. 改正の必要性

### ⑴　従来の制度

特許権等は財産権であることから、信託を行うことが可能である。信託は信託行為によって成立するが（信託法（平成18年法律第108号）第２条第２項、第３条及び第４条等）、登記・登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗できない財産については、信託の登記・登録をしなければ当該財産が信託財産であることを第三者に対抗することはできない（同法第14条）。したがって、特許権等の信託を第三者に対抗するためには、信託財産であることの公示と権利の変動の公示を行う必要があり、権利の移転の登録申請と信託の登録申請を行うことが必要とされている。これは、二つの登録申請が同一の原因（信託行為）に基づくものであることから、同時に申請するものとされている（特許登録令第60条、実用新案登録令（昭和35年政令第40号）第７条、意匠登録令（昭和35年政令第41号）第７条、商標登録令（昭和35年政令第42号）第10条）。

### ⑵　改正の必要性

平成18年に改正された信託法により、従来の信託形態に加えて、信託の分割・併合（信託法第２条第10項及び第11項）のほか、委託者自らが受託者となる自己信託（同法第３条第３号）等が認められることとなった。委託者と受託者が同一人である自己信託等の場合には、権利は移転していないものの、権利が信託財産に属することによる権利の実体的な変更が生じることから、それを特許登録原簿上公示するため、その特許法における位置付けを明確化する必要がある。

## 2. 改正の概要

### ⑴ 信託の登録について

上述したように、登記・登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗できない財産については、信託の登記・登録をしなければ当該財産が信託財産であることを第三者に対抗することはできないこととされているが（信託法第14条)、この「信託の登録」とは、特許権が信託財産に属すること並びに信託の目的及び内容等を公示するものであり、特許信託原簿に登録がなされる(特許登録令第６節)。他方､特許法第27条に規定する特許原簿への登録事項は、特許権の変動等に係る登録事項である。

### ⑵ 自己信託等による権利の変動

従来の信託は、委託者から受託者へと権利者が変わるため、そのような信託に係る権利変動としては、「移転」として整理されるが、自己信託等は、権利は移転せず、同一人格内に止まったままであるため、そのような場合における権利変動を明確化する必要がある。

### ⑶ 具体的改正内容

自己信託等に伴う権利の変動の登録について、他の登記・登録制度[25]に倣って、「権利の変更」を特許法第27条に位置付けるとともに、他の特許権の実体的変動と同様に、その登録が効力発生要件であることを明確化した（特許法第27条第１項、第98条第１項、実用新案法49条及び意匠法第61条)。

25　不動産登記法等。

## ３．改正条文の解説

◆特許法第27条

（特許原簿への登録）
第二十七条　次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。
一　特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限
二～四　（略）

◆実用新案法第49条

（実用新案原簿への登録）
第四十九条　次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。
一　実用新案権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限
二・三　（略）
２・３　（略）

◆意匠法第61条

（意匠原簿への登録）
第六十一条　次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。
一　意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限
二・三　（略）
２・３　（略）

上述のように、特許法等においては、実体的な権利変動については、特許原簿への登録をすることとされているところ（特許法第27条、実用新案法第49条、意匠法第61条及び商標法第71条）、自己信託等に係る権利変動を明確化するため、当該規定に「信託による変更」を追加した。

◆特許法第98条

（登録の効果）
第九十八条　次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。
一　特許権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限
二・三　（略）
2　（略）

特許権等について、実体的な権利の変動のうち、移転、消滅又は処分の制限等については、登録が効力発生要件とされており（特許法第98条、実用新案法第26条、意匠法第36条及び商標法第35条）、「信託による変更」も同様な実体的な権利変動であるため、登録が効力発生要件である旨を明確化する必要があることから、当該規定に追加することとした。

◆商標法第68条の27

（商標原簿への登録の特例）
第六十八条の二十七　国際登録に基づく商標権についての第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設定、信託による変更又は処分の制限」とする。
2　国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更（信託による

ものを除く。）又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

商標法における国際商標登録出願において、商標権の「変更」については商標登録原簿ではなくWIPO国際事務局が管理する国際登録簿に登録することによってのみ効力が生じることとされている（商標法第68条の27第２項）。したがって、国際登録に基づく商標権について信託を行った場合、権利の「変更」の登録を国際登録簿に行わなければならないことになる。他方で、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年６月27日にマドリッドで採択された議定書」においては、国際登録簿への登録事項として名義人の変更については求めているが、「信託」やそれに伴う権利変動についての規定は設けられていない（同議定書第９条の２）。また、WIPOの実際の運用としても、国際登録に基づく商標権の信託登録について、国際登録簿に登録することはできないこととされている。このため、商標法第68条の27第１項及び第２項を改正し、商標権の変更のうち信託に係るものについては国内の商標原簿に登録することとし、国際登録簿への登録を要しないこととした。

## ４．施行期日及び経過措置

### ⑴　施行期日

平成18年改正信託法における自己信託に係る規定の施行期日と同時とすることが適当であるから、平成20年９月30日から施行する（附則第１条）。

### ⑵　経過措置

なし